



日本共産党 2022年11月 NO1076

小島和男 区政ニュース



- 11月会議提出案件（5件）
- *一般会計補正予算（第4回）
 - *子ども・子育て条例改正案
 - *廃棄物処理及び再利用に関する条例改正
 - *自転車条例の一部改正
 - *自転車等駐車場の指定管理者の指定

今回の補正予算では、物価高騰対策として、子育て給付金（児童手当支給世帯）に児童一人当たり1万円の支給、保育所に緊急支援。タクシー料金値上げに伴う負担軽減、区内中小企業への設備等費など補助金支給などを実施します。



荒川区議会11月会議を開催します

荒川区議会11月会議は、11月24日（木）～12月8日（木）まで開催されます。

コロナ禍に加えて円安が進み、暮らしも営業も大変な状況のなかで開催される11月議会で、日本共産党区議団は、荒川区に区民の暮らし応援の対策を本会議で求めます。地域の皆様のご意見を、ご要望をぜひ日本共産党にお寄せ下さい。

【会議日程】

11月24日（木）	9時30分	全員協議会
	10時	本会議
12月1日（水）	10時	文教子育て・建設環境
28日（月）	10時	総務企画・区民福祉
25日（金）	10時	本会議
8日（木）	9時30分	全員協議会
	10時	本会議

プレミアム付き荒川区内共通お買い物券の販売

今回は、プレミアム率20%、発行額は昨年の倍増で、11月26日（土）午前10時より、区内21か所で販売します。

ハガキやWebからも申込みができます。販売枚数が上回る場合は抽選となります。

第19弾 プレミアム付き 荒川区内共通お買い物券販売

1冊/1万円 で 2,000円お得!

500円券 24枚入り 令和5年5月26日（金）まで

区内商店街の取扱店（約700店舗）で利用できます。

購入方法① 商店街での購入 | 購入方法② ハガキ・Web申込による購入

発行総額 2億4,000万円 | 発行総額 4,300万円

問合せ お買い物券事務局コールセンター
 電話 03・4500-8360 11時～16時30分
 受付期間 11月14日（月）～12月20日（金）



442年ぶりの皆既月食

ご覧になりましたか

日本で皆既月食中に「惑星食」（天王星）が起きたのは、安土桃山時代の7月26日の「土星食」以来、約442年ぶりです。また次回、皆既食中に惑星食が起こるのは、332年後7月26日の土星食です。

11月8日（火）に、皆既月食に興奮したのは私だけでしょうか。



日本共産党区議団は、10月25日、511項目の来年度予算要望書を西川区長宛てに提出しました。

長引くコロナ感染に加え、異常円安で物価高騰により区民の暮らしと営業はいつそう深刻な状況です。

年収2000万円に満たない非正規労働者やフリーランスが増え続け、また6月からの年金0・4%削減、10月から区内の後期高齢者医療保険加入者4200人の病院窓口負担が1割から2割となるなど区民の暮らしは大変厳しくなっています

こうした状況のもとで、基礎的自治体として、区民の暮らしと営業を守る施策を積極的に取り組むことが求められており、日本共産党区議団は区民要望をまとめ、511項目の予算要望書を西川区長宛てに提出したものです。



主な要望項目

- ◎小中学校の学校給食無償化
- ◎区立幼稚園廃止計画の見直し
- ◎ジェンダー平等の促進
- ◎地球温暖化対策の強化
- ◎大規模駅前再開発の見直し
- ◎92号線道路計画見直し廃止
- ◎若者など家賃助成の実施



ひぐらし小の体育館外階段 2階の照明が消えて半年も経過

教育委員会と相談し 照明器具はやっと改善

ひぐらし小学校体育館の夜間利用団体の方から「体育館への外階段2階～3階の照明が切れ、6ヶ月前から学校に改善要望したが改善されない」と改善を求める相談があり、教育委員会に連絡。すぐに改善され、照明がつけました。

これから冬にかけて体育館から出る時間に階段が暗くなります。階段に照明がついて安心して帰れます。



区庁舎建替え計画の検討が始まる 建設費200億円、基金100億円

9月会議の本会議で築54年の区庁舎の建替えの質問に、「庁舎が大規模改修など多くの課題があるとして、来年度に新庁舎の規模・建設場所・財源など方向性を出す」と答弁。

建設費用は200億円、うち半分は基金で、来年度から9年間まで毎年12・5億円、計100億円を積み立て、残る100億円を一般財源25%、起債25%としています。



庁舎建て替えに莫大な経費がかかることを理由にして、必要な区民サービスに影響を与えることがあってはなりません。

これまでの区内公共施設建設では、約5割は起債で、基金は14%程度です。費用負担が現在の世代に偏らないよう、地方債（起債）の活用が必要です。庁舎建設については、区民の声を良く聞いて、慎重な検討が必要です。



法律相談

会場：小島和男事務所 日時：12月 14日(水) 午後6時より

小島事務所3891-8884 小島和男：090-4361-9202

弁護士が親身に相談に応じます。生活相談はいつでもどうぞ